

防災業務計画

令和5年5月

株 式 会 社 J E R A

目 次

第1編 総則

- 第1節 防災業務計画の目的
- 第2節 防災業務計画の基本構想
- 第3節 防災業務計画の運用
- 第4節 定義

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

- 第1節 防災体制
- 第2節 災害対策組織の運営
- 第3節 社外機関との協調

第2章 災害予防に関する事項

- 第1節 防災教育
- 第2節 防災訓練
- 第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項
- 第4節 防災業務設備の整備
- 第5節 災害対策用資機材等の確保および整備
- 第6節 電気事故の防止

第3章 災害応急対策に関する事項

- 第1節 通報・連絡
- 第2節 災害時における情報の収集・連絡
- 第3節 災害時における広報
- 第4節 要員の確保
- 第5節 災害時における復旧資材の確保
- 第6節 災害時における危険予防措置
- 第7節 災害時における自衛隊の派遣要請
- 第8節 災害時における応急工事

第4章 災害復旧に関する事項

- 第1節 復旧計画
- 第2節 復旧順位

第3編 大規模地震防災強化計画

第1章 防災体制の確立

- 第1節 防災体制
- 第2節 災害対策組織の運営
- 第3節 社外機関との協調

第2章 災害予防に関する事項

- 第1節 防災教育
- 第2節 防災訓練
- 第3節 発電設備の災害予防処置に関する事項
- 第4節 防災業務設備の整備
- 第5節 災害対策用資機材等の確保および整備
- 第6節 電気事故の防止

第3章 地震防災応急対策に関する事項

- 第1節 情報伝達

- 第2節 要員の確保
- 第3節 災害時における復旧資材の確保
- 第4節 火力発電設備の災害予防措置に関する事項
- 第5節 避難誘導

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

- 第1節 防災体制
- 第2節 災害対策組織の運営
- 第3節 社外機関との協調

第2章 災害予防に関する事項

- 第1節 防災教育
- 第2節 防災訓練
- 第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項
- 第4節 防災業務設備の整備
- 第5節 災害対策用資機材等の確保および整備
- 第6節 電気事故の防止
- 第7節 津波からの避難

第3章 地震防災応急対策に関する事項

- 第1節 通報・連絡
- 第2節 地震発生時における情報の収集・連絡
- 第3節 要員の確保
- 第4節 地震発生時における復旧資材の確保
- 第5節 地震発生時における危険予防措置
- 第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置
- 第7節 避難誘導
- 第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請
- 第9節 地震発生時における応急工事

第4章 災害復旧に関する事項

- 第1節 復旧計画
- 第2節 復旧順位

第5章 一般防災業務計画への準用

第5編 首都直下地震緊急対策推進基本計画

第1章 防災体制の確立

- 第1節 防災体制
- 第2節 災害対策組織の運営
- 第3節 社外機関との協調

第2章 災害予防に関する事項

- 第1節 防災教育
- 第2節 防災訓練
- 第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項
- 第4節 防災業務設備の整備
- 第5節 災害対策用資機材等の確保および整備
- 第6節 電気事故の防止
- 第7節 津波からの避難

第3章 地震防災応急対策に関する事項

- 第1節 通報・連絡
- 第2節 地震発生時における情報の収集・連絡
- 第3節 要員の確保
- 第4節 地震発生時における復旧資材の確保
- 第5節 地震発生時における危険予防措置
- 第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置
- 第7節 避難誘導
- 第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請
- 第9節 地震発生時における応急工事

第4章 災害復旧に関する事項

- 第1節 復旧計画
- 第2節 復旧順位

第6編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

- 第1節 防災体制
- 第2節 災害対策組織の運営
- 第3節 社外機関との協調

第2章 災害予防に関する事項

- 第1節 防災教育
- 第2節 防災訓練
- 第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項
- 第4節 防災業務設備の整備
- 第5節 災害対策用資機材等の確保および整備
- 第6節 電気事故の防止
- 第7節 津波からの避難

第3章 地震防災応急対策に関する事項

- 第1節 通報・連絡
- 第2節 地震発生時における情報の収集・連絡
- 第3節 要員の確保
- 第4節 地震発生時における復旧資材の確保
- 第5節 地震発生時における危険予防措置
- 第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置
- 第7節 避難誘導
- 第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請
- 第9節 地震発生時における応急工事

第4章 災害復旧に関する事項

- 第1節 復旧計画
- 第2節 復旧順位

別表第1 非常災害対策本部組織構成

別表第2 防災体制の発令および解除者等

別表第3 情報連絡経路

別表第4 社外諸機関との情報連絡経路

別表第5 東海地震注意情報，警戒宣言，南海トラフ地震臨時情報等の伝達経路

第1編 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条に基づき、発電設備に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を図るため、一般防災業務計画、大規模地震防災強化計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、並びに首都直下地震緊急対策推進基本計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

発電設備の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- 1 防災体制の確立
- 2 災害予防対策
- 3 災害応急対策
- 4 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4節 定義

この計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1 一般防災業務計画：大規模地震防災強化計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、首

都直下地震緊急対策推進計画，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

- 2 大規模地震防災強化計画：大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画をいう。
- 3 南海トラフ地震防災対策推進計画：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。
- 4 首都直下地震緊急対策推進基本計画：首都直下地震対策特別措置法に基づく推進計画をいう。
- 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。
- 6 災害：災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常態勢は，次の区分による。

非常事態の情勢	態勢の区分
災害の発生が予想される場合または発生した場合	第一次非常態勢
災害により，全社大での被害が予想される場合又は発生した場合	第二次非常態勢
災害により，全社大で相当程度の被害が予想される場合又は発生した場合	第三次非常態勢

2 災害対策組織

- (1) 本社および支社，火力発電所等（以下「支社等」という。）は，非常態勢に対応する災害対策組織として，非常災害対策本部（以下「本部」という。）を，あらかじめ別表第1を基本として編成する。
- (2) 本部は，事業場内に設置することとするが，事業場が被災した場合の，非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておく。

第2節 災害対策組織の運営

1 非常態勢の発令および解除

- (1) 非常態勢の発令および解除は、別表第2のとおりとする。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合の非常態勢の発令については、被害の程度、社会的影響を総合的に勘案し発令する。
- (3) 非常態勢が発令された場合、本部長はただちにあらかじめ定められた者の動員を指示する。ただし、状況に応じ、管下の本部の設置を指示することができる。
- (4) 本社、支社、火力発電所等事業場所在市区町村で相当規模の地震が発生した場合は、自動的に非常態勢が発令されたものとする。なお、自動的に非常態勢を発令する震度については、地域特性を考慮し定めるものとする。
- (5) 非常態勢が発令された場合は、すみやかに本部を設置する。
- (6) 支社等の長は、非常態勢を発令または解除した場合は、ただちに上位の事業場および管轄事業場の長に連絡する。

2 権限の行使

- (1) 非常態勢が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合、本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。
なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

3 職務の代行

本部の意思決定者が災害対策活動に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する。

4 動員

本部長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

5 指揮命令系統および情報連絡の経路

本部が設置された場合の指揮命令系統および情報連絡の経路は、別表第3のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1 地方防災会議等との協調

平常時には、担当部署が管内の防災会議等と、災害時には、本部が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

- (1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し、参加させる。

また、地域防災計画の作成等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が円滑・適切に行われるよう要請に応じ対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

防災主管部署および関係部署は、平常時から国、地方公共団体、消防署等との連絡を密にし、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は、別表第4のとおりとする。

3 電力会社等との協調

防災主管部署および関係部署は、東京電力ホールディングス、中部電力、その他の系統接続先電力会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、他発電会社、請負・委託会社および隣接企業等と協調し、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

防災主管部署は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等、防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

- (1) 防災主管部署は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害時に本部が有効に機能することを確認する。
- (2) 沿岸部等に所在する事業場の防災主管部署は、大規模地震発生後の津波襲来に備え連絡・避難を含む必要な初期応動を身に付けておくため、必要により実働訓練を実施する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項

設備主管部署は、発電設備に対する災害予防を図るため、次の諸対策を実施する。

1 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

2 塩害対策

火力発電設備には活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

3 高潮対策

各設備の予防計画目標を設定し、必要箇所に角落し、あるいは防潮扉・防潮壁を設置し、これに対処する。

4 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

5 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備ごとに、所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

- (1) 防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立
- (2) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置
- (3) 連絡通報体制その他防災体制の確立

6 地震対策

各機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計する。

建物については、建築基準法に基づき設計する。

7 津波対策

設備の重要度、その地域で予想される津波浸水深想定等を勘案し検討を行う。

また、津波浸水深想定の大い火力発電所については、燃料油船の緊急離棧装置、燃料基地タンク出入口弁の一括閉止回路の設置等の対策を行う。

第4節 防災業務設備の整備

設備主管部署は、防災業務を円滑に行うため、次の設備の整備に努める。

1 通信設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ有線および無線通信設備、衛星通信設備等の諸設備を強化・整備する。

2 非常用電源の整備

本社および支社等は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

3 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

4 消防に関する設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する設備を整備する。

- (1) 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- (2) 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- (3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (4) 各種消火器具および消火剤
- (5) 火災報知器、非常通報設備等の通信設備

5 石油等の流出による災害を防止する設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の設備を整備する。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1 災害対策用資機材等の確保

本社および支社等は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

2 災害対策用資機材等の輸送

本社および支社等は、災害対策用資機材等の輸送力確保に努める。

3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 災害対策用資機材等の広域運用

本社は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速・容易にするため、東京電力ホールディングス、中部電力、その他の電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本社および支社等は、食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

第6節 電気事故の防止

1 電気工作物の巡視・点検等

設備主管部署は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別巡視・特別点検等）を行う。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1 通報・連絡の経路

通報・連絡は、別表第3のとおりとする。

2 通報・連絡の方法

本部は、災害情報システムに被害情報等を入力するとともに、関係情報・データ等の詳細情報を、電話、FAX、メールシステム、テレビ会議システム等を用いて、関係個所へ報告する。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

1 情報の収集、報告

本部は、それぞれの機能に基づき以下の情報を迅速・的確に収集し、すみやかに上位の本部に報告する。また、上位の本部は必要な情報を管下の本部に共有する。

(1) 人身災害発生状況

(2) 各設備の被害状況、供給支障による主な影響、設備復旧状況

(3) 各設備の現地被災画像

- (4) 復旧用資機材，要員等の応援，食料等の手配・調達状況，要望事項
- (5) 非常災害対策要員の参集状況，社員および家族の被災状況
- (6) 社外対応状況（官公署，報道機関，東京電力ホールディングス，中部電力，消防関係機関，各自治体対応状況など）
- (7) 一般被害情報，交通状況，その他気象・地象に関する情報等

2 情報の集約

上位の本部は，管下の本部からの被害情報等の報告および独自に国・地方公共団体等から収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努める。

3 通話制限

- (1) 災害時の保安通信回線を確保するため，本部長は必要と認めたときは通話制限その他必要な措置を講ずる。
- (2) 非常態勢の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは，本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 災害時における広報

1 広報活動

災害の発生が予想される場合，または災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，火力発電設備被害状況および復旧状況についての広報を行う。

2 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，インターネットホームページの活用により当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1 要員の確保

- (1) 夜間，休日を含め災害発生のおそれがある場合，あらかじめ定められた各対策要員は，気象，地象情報その他の情報に留意し，非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は，対策要員はすみやかに所属する本部に出動する。
なお，あらかじめ指定された地域で相当規模の地震が発生し，自動的に非常態勢に入る場合は呼集を待つことなく，あらかじめ定めた基準に基づき出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は，最寄り事業場に出動し所属する本部に連絡のうえ，その指示に従う。

2 復旧要員の広域運用

防災主管部署および関係部署は、東京電力ホールディングス、中部電力、その他の系統接続先電力会社、他発電会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧資材の確保

1 調 達

本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法によりすみやかに確保する。

(1) 現地調達

(2) 本部相互の流用

(3) 東京電力ホールディングス、中部電力、その他の系統接続先電力会社、他発電会社等からの融通

2 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請している請負会社等の車両、舟艇等、その他実施可能な運搬手段により行う。

第6節 災害発生時における危険予防措置

災害発生時においても原則として発電を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本部長は発電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

第7節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、必要とすると判断される場合には、本部長は自衛隊法に基づき被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第8節 災害時における応急工事

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。また、二次災害の防止に配慮して行う。

2 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、共通機器、流用可能備品、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

3 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

- 1 本部は各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにし、本部会議等において復旧方針等を策定するため、以下の事項について総合的に審議する。
 - (1) 復旧応援要員の必要の有無
 - (2) 復旧要員の配置状況
 - (3) 復旧資材の調達
 - (4) 復旧作業の日程
 - (5) 仮復旧の完了見込
 - (6) 宿泊施設、食糧等の手配
 - (7) その他必要な対策
- 2 上位の本部は、管下の本部の報告に基づき、復旧対策に必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

本部は、復旧計画の策定および実施にあたっては、下記に定める復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

復旧順位

- 1 所内電源を確保できる発電所
- 2 系統に影響の大きい発電所
- 3 地域供給変電所を有する発電所
- 4 その他の発電所

第3編 大規模地震防災強化計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1 非常態勢の区分

東海地震注意情報ならびに警戒宣言が発せられた場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

情 勢	非常態勢の区分
東海地震注意情報が発せられた場合	第二次非常態勢 *
警戒宣言が発せられた場合	第三次非常態勢 *

*本社および東海地震関係事業場ならびに東海地震周辺事業場の態勢。
その他の事業場は、第一次非常態勢

2 災害対策組織

一般防災業務計画第1章第1節第2項に準ずる。

第2節 災害対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務設備の整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 電気事故の防止

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 情報伝達

東海地震注意情報、警戒宣言ならびに警戒解除宣言等に関する情報伝達の経路は、別表第5のとおりとし、その伝達の方法は、通信設備等により行う。

第2節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

なお、対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは関係箇所からの伝達を待つことなくすみやかに所属する事業場に出社する。

第3節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第4節 火力発電設備の災害予防措置に関する事項

東海地震予知情報、東海地震注意情報の内容その他これらに関連する情報（以下「東海地震予知情報等」という。）が発せられたときは、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

1 特別巡視、特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、火力発電設備等に対する特別巡視・特別点検・機器調整等を次の通り実施する。

特別巡視、特別点検	機器調整	その他
1 高圧ガス、危険物設備、燃料油関係漏洩防止設備（防油堤など。）の巡視 2 非常用電源設備の巡視点検 3 消防用設備等の巡視点検 4 津波・高潮対策用設備（防潮扉など。）の巡視点検 5 クレーン等移動、転倒するおそれのある設備の固定状況点検 6 構内特別巡視点検（落下物、二次災害発生可能物の排除など。）	非常用ディーゼル発電機等非常用設備の起動テスト	高圧ガス、危険物、劇毒物、特化物関係の使用を極力停止する

2 通信網の確保

保安通信設備の点検・整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

3 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各設備（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安

全および設備保全上の応急措置を下記に基づき実施する。

(1) 工事を中止し、次の措置を行う。

- ① 組立中機器の補強
- ② クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動
- ③ 転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット
- ④ 仮設パイプ等の固定

(2) 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(3) 揚油、揚ガス作業は防災体制を強化し、状況に応じ作業の中止およびタンカーの避難等の実施

第5節 避難誘導

発電所等への見学者・訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、東海地震予知情報等の内容に応じた連絡ならびに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1 非常態勢の区分

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発せられた場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

情 勢	非常態勢の区分
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合	第二次非常態勢 *
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合	第三次非常態勢 *

* 本社および南海トラフ地震関係事業場ならびに南海トラフ地震周辺事業場の態勢。

その他の事業場は、第一次非常態勢

2 災害対策組織

一般防災業務計画第1章第1節第2項に準ずる。

第2節 災害対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務設備の整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 電気事故の防止

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第7節 津波からの避難

南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区（過去の津波被害の履歴や国・地方公共団体が作成したハザードマップ等から地方公共団体が設定する地区をいう。以下「避難対象地区」という。）の事業場においては、避難場所、避難経路、避難方法等を定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努める。

津波警報が発令された場合は、直ちに安全な場所に避難することを原則とする。なお、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、第3章第6節に定める必要な措置を講ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 地震発生時における情報の収集・連絡

南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラ

フ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）に関する情報伝達の経路は、別表第5のとおりとし、その伝達の方法は、通信設備等により行う。

なお、地震発生後において気象庁が発表する津波警報について留意する。

第3節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

なお、対策要員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の情報を知ったときは関係箇所からの伝達を待つことなくすみやかに所属する事業場に出社する。

第4節 地震発生時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第5節 地震発生時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

1 津波警報が発令された場合、発電所等においては、従業員および作業員の安全確保を図るため避難に要する時間を十分確保したうえで、次に掲げる各項の措置を講ずる。

(1) 特別巡視・特別点検

- ① 高圧ガス、危険物設備、燃料油関係漏洩防止設備（防油堤など。）の巡視
- ② 非常用電源設備の巡視点検
- ③ 消防用設備等の巡視点検
- ④ クレーン等移動、転倒するおそれのある設備の固定状況点検

(2) 応急安全措置

津波・高潮対策用設備（防潮扉など。）の閉鎖

2 津波警報が発令された場合、避難対象地区の仕掛け工事および作業中の発電設備においては、原則として工事および作業を中断するとともに、従業員および作業員の安全確保を図るため避難に要する時間を確保したうえで、作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止、および本節1(1)・(2)に準じた措置を講ずる。

第7節 避難誘導

津波による影響のおそれのある発電所等への見学者・訪問者等に対して、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請

一般防災業務計画第3章第7節に準ずる。

第9節 地震発生時における応急工事

一般防災業務計画第3章第8節に準ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

一般防災業務計画第4章第1節に準ずる。

第2節 復旧順位

一般防災業務計画第4章第2節に準ずる。

第5章 一般防災業務計画への準用

他の大規模地震においても万全を期するため、本編に定める津波対策に関する事項については、第2編一般防災業務計画においても準用する。

第5編 首都直下地震緊急対策推進基本計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

一般防災業務計画第1章第1節に準ずる。

第2節 災害対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務設備の整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 電気事故の防止

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第7節 津波からの避難

首都直下地震が発生した場合における対応

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画第2章第7節に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 地震発生時における情報の収集・連絡

一般防災業務計画第3章第2節に準ずる。

なお、地震発生後において気象庁が発表する津波警報について留意する。

第3節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

第4節 地震発生時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第5節 地震発生時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第6節に準ずる。

第7節 避難誘導

津波による影響のおそれのある発電所等への見学者・訪問者等に対して、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請

一般防災業務計画第3章第7節に準ずる。

第9節 地震発生時における応急工事

一般防災業務計画第3章第8節に準ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

一般防災業務計画第4章第1節に準ずる。

第2節 復旧順位

一般防災業務計画第4章第2節に準ずる。

第6編 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

一般防災業務計画第1章第1節に準ずる。

なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発出された場合、本社・支社および情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア*に所在する事業場（福島県、茨城県）は連絡体制を強化し事態の進展に備える。

*内閣府が、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で震度6弱以上、津波高3m以上となる市町村を基本として、関係道県と調整した上で、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信に伴い防災対応をとるべきと整理したエリア

第2節 災害対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 発電設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務設備の整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 電気事故の防止

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第7節 津波からの避難

日本海溝・千島海溝地震が発生した場合における対応

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画第2章第7節に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 地震発生時における情報の収集・連絡

一般防災業務計画第3章第2節に準ずる。

なお、地震発生後において気象庁が発表する津波警報について留意する。

第3節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

第4節 地震発生時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第5節 地震発生時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第6節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画第3章第6節に準ずる。

第7節 避難誘導

津波による影響のおそれのある発電所等への見学者・訪問者等に対して、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

第8節 地震発生時における自衛隊の派遣要請

一般防災業務計画第3章第7節に準ずる。

第9節 地震発生時における応急工事

一般防災業務計画第3章第8節に準ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

一般防災業務計画第4章第1節に準ずる。

第2節 復旧順位

一般防災業務計画第4章第2節に準ずる。

以上

非常災害対策本部組織構成（本社）

班構成	業務分掌
本部運営班	・非常態勢発令の役員等への連絡，要員呼集 ・非常災害対策本部の運営 ・本部長指示事項の伝達 ・代替拠点稼働時の総括
情報班	・官庁等，社外対応窓口 ・電力，ガス販売先対応 ・各班からの情報収集 ・一般被害情報等の収集，連絡
最適化班	・電力系統運用に関わる情報の収集，連絡，調整 ・需給対応に関わる情報の収集，連絡，調整 ・燃料調達に関わる情報の収集，連絡，調整
O&M・E班	・当社被害・復旧情報の収集，連絡 ・復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ・所要応援隊の把握，手配 ・所要復旧資機材の把握，手配 ・設備の災害予防措置の実施 ・サイバーセキュリティ対応 ・所要復旧資機材の調達，輸送 ・社外工事力および社外機動力の調達 ・取引先被災情報，資機材確保状況の確認 ・他電力会社からの資機材融通
事業開発班	・国内発電事業にかかわる関係会社情報の収集 ・SPC工事情報の収集・連絡 ・地震保険手続き対応
通信班	・情報・通信に関わる被害情報等の収集 ・情報・通信トラブルについての復旧対応 ・情報・通信不具合時の代替案検討及び実施 ・代替拠点稼働時の総括（主に情報・通信）
広報班	・マスコミ対応，連絡 ・社内全体への情報提供
総務班	・非常災害対策本部の設置・運営支援 ・業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ・業務設備の災害予防措置の実施 ・来客，見学者等の安全確保 ・法的説明が必要な事項への対応 ・その他事項の対応総括
厚生班	・人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ・救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ・食料，被服の調達 ・宿泊施設，寝具の手配 ・出社及び帰宅判断情報の収集及び判断 ・社員・家族間の安否状況連絡の実施 ・出向者安否情報の出向元への報告
財務・経理班	・資金調達、支払業務

※ 第一次非常態勢，第二次非常態勢，第三次非常態勢は，必要に応じた班から構成する。

非常災害対策本部組織構成（支社）

班構成	業務分掌
本部運営班	・非常態勢発令に伴う要員呼集 ・非常災害対策本部の運営 ・本部長指示事項の伝達 ・代替拠点稼働時の総括 ・株主会社災害対策本部との連携
情報班	・官庁等，社外対応窓口（自治体，漁協，関係機関等） （東支社は，報告に関する情報収集，調整）
最適化班	・電力系統運用に関わる情報の収集，連絡，調整 ・需給対応に関わる情報の収集，連絡，調整 ・燃料調達に関わる情報の収集，連絡，調整（初動）
O&M・E班	・当社被害・復旧情報の収集，連絡 ・復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ・所要応援隊の把握，手配，派遣 ・設備の災害予防措置の実施 ・サイバーセキュリティ対応（制御系） ・所要復旧資機材の調達，輸送 ・社外工事力および社外機動力の調達 ・取引先被災情報，資機材確保状況の確認 ・他電力会社からの資機材融通
通信班	・情報・通信に関わる被害情報等の収集 ・情報・通信トラブルについての復旧対応 ・情報・通信不具合時の代替案検討及び実施 ・代替拠点稼働時の総括（主に情報・通信） ・サイバーセキュリティ対応（情報系）
広報班 （西支社のみ）	・マスコミ対応，連絡 ・社内全体への情報提供
総務班	・非常災害対策本部の設置・運営支援 ・業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ・業務設備の災害予防措置の実施 ・来客，見学者等の安全確保 ・法的解明が必要な事項への対応（渉外対応等） ・支払い業務 ・その他事項の対応総括 ・一般被害情報等の収集，連絡 ・業務車両の運用
厚生班	・人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ・救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ・食料，被服の調達 ・宿泊施設，寝具の手配 ・出社及び帰宅判断情報の収集及び判断 ・社員・家族間の安否状況連絡の実施

※ 第一次非常態勢，第二次非常態勢，第三次非常態勢は，必要に応じた班から構成する。

非常災害対策本部組織構成（発電所等）

班構成	業務分掌
本部運営班	・ 非常態勢発令の連絡，要員呼集 ・ 非常災害対策本部の運営 ・ 本部長指示事項の伝達 ・ 代替拠点稼働時の総括 ・ 情報・通信トラブルについての復旧対応 ・ 地域行政等，対外対応窓口 ・ 各班からの情報収集 ・ 一般被害情報等の収集，連絡 ・ 支払い業務 ・ 他の班に属さない事項
発電班	・ 電力設備の予防措置 ・ 燃料の確認・調達・確保 ・ 発電用燃料の受人および在庫状況の把握
復旧班	・ 当社被害・復旧情報の収集，連絡 ・ 復旧計画の策定および復旧 ・ 復旧所要人員および所要資機材の把握 ・ 復旧用資機材および機動力の確認・確保 ・ サイバーセキュリティ対応
支援班	・ 事業場とする従業員の安否確認・救援活動 ・ 医療・防疫対策 ・ 食料・制服の確保 ・ 宿泊施設，寝具の手配 ・ 事業場とする従業員の安否確認・救援活動 ・ 道路被害復旧状況の把握 ・ 社屋の健全性診断・防護および機能保持 ・ 来客，見学者等の安全確保 ・ その他従業員対策 ・ マスコミ対応，連絡

※ 第一次非常態勢，第二次非常態勢，第三次非常態勢は，必要に応じた班から構成する。

1 本社および支社等が個別に発令・解除する場合

	第一次非常態勢		第二次・第三次非常態勢	
	発令・解除者	協議者	発令・解除者	協議者
本社	本社 防災担当部長	当該設備を主管する部長	社長CEO兼COO	防災担当部長および当該設備を主管する部長
支社	支社 防災担当部長	各部長，防災主管部署の長	支社長	各部長，防災主管部署の長
発電所等	事業場の長	各部長，防災主管部署の長	事業場の長	各部長，防災主管部署の長

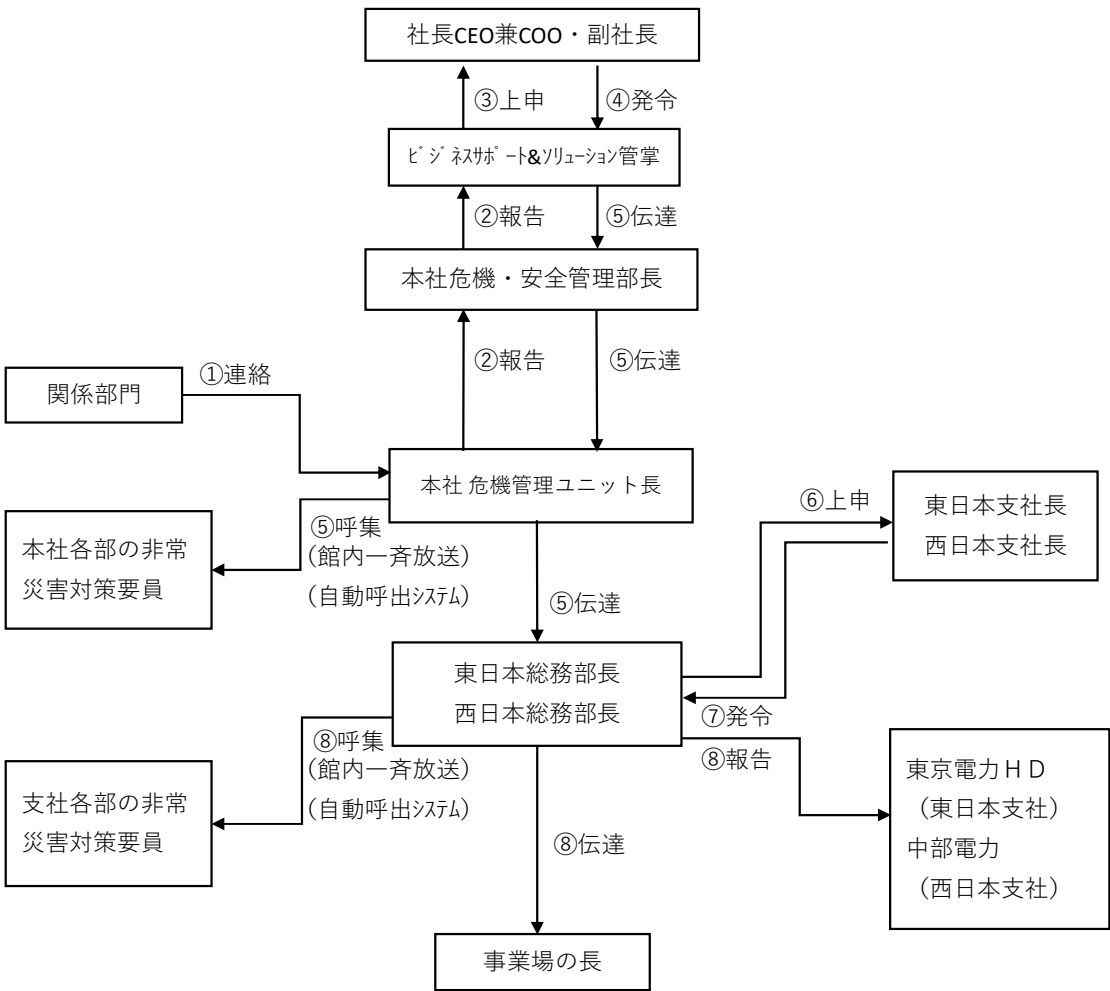
(注) (1) 協議者は発令者に対し、情勢に応じた防災態勢の発令または解除について上申を行いまたは意見を述べるものとする。

(2) 火力発電所等立地地点で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社ならびに担当する支社および発電所等は自動的に防災態勢が発令されたものとする。

2 本社が全社に発令・解除する場合

地震情報に伴う態勢の発令・解除者	第二次・第三次非常態勢の発令・解除者
(発令) 下記の地震情報が発表・発令された場合は、自動発令されたものとする。 ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報，警戒宣言 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	社長CEO兼COO
(解除者) 社長CEO兼COO	

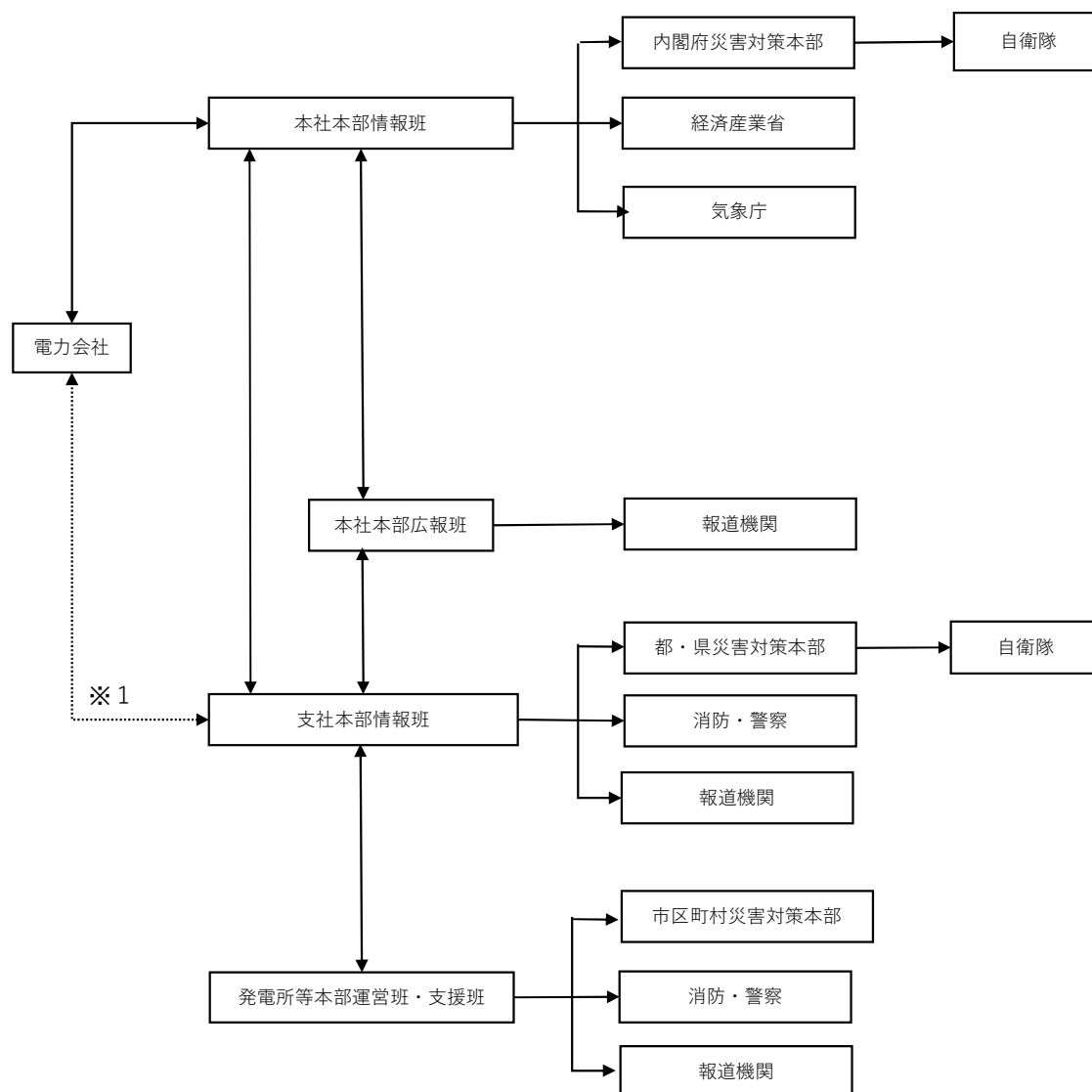
情報連絡経路



(注)

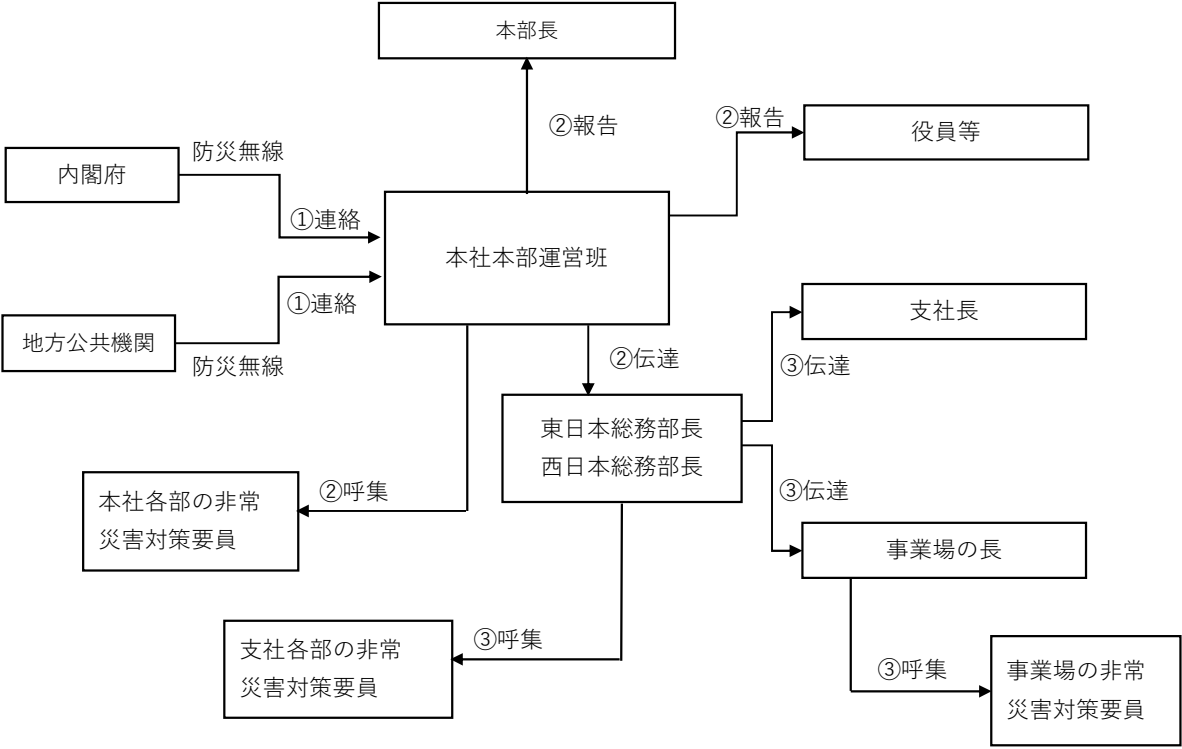
1. 東西支社，発電所等の事業場内における伝達経路はあらかじめ各所で定めておく
2. 東海地震注意情報等および南海トラフ地震臨時情報等受信時は、『上申』は不要とし，『連絡』とする
3. 東京電力HD（ホールディングス），中部電力への報告は，東西支社総務部より各社防災担当箇所へ行う

社外諸機関との情報連絡経路



※ 1 東京電力 H D（ホールディングス），中部電力各社災害対策本部との連携は，東日本，西日本各支社災害対策本部より行う

東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の伝達経路



(注)

1. 東西支社，発電所等の事業場内における伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
2. 東海地震に関連する調査情報（臨時），南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、速やかに非常態勢に移行できるよう、各非常災害対策要員と確実に連絡が取れるようにしておく。